

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第272号）

### 〔 府立高等学校授業アンケート判定結果シート部分公開決定異議申立事案 〕

（答申日：平成28年10月26日）

#### 第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）の決定は、妥当である。

#### 第二 異議申立ての経過

- 1 平成27年10月18日、異議申立人は、実施機関に対して、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、「府立高校各校の2015年度1回目の授業アンケート結果についてトンプソン検定を行った結果の一覧表、及び分布グラフ。トンプソン検定により、校内において『特段に低い』とされた値、及びその人数が載っている文書。その他『特段に低い』と判定された人数にかかわるすべての資料。」について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成27年11月17日、実施機関は、条例第13条第1項の規定により、本件請求のうち「分布グラフ」を除く部分に対応する行政文書として、（1）のとおり特定し、（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をして、非公開とする部分について、（3）のとおり公開しない理由を付して、異議申立人に通知した。また、同日付けで、実施機関は、条例第13条第2項の規定により、本件請求のうち「分布グラフ」に係る部分について、不存在による非公開決定を行い、「『分布グラフ』は作成していないため。」との公開請求に係る行政文書を管理していない理由を付して、異議申立人へ通知した。
  - （1）本件請求に対応する行政文書  
府立高等学校の平成27年度1回目の授業アンケート結果判定にかかるシート（以下「本件対象行政文書」という。）
  - （2）非公開とする部分  
平成27年度1回目の授業アンケート結果判定にかかるシートのうち、教員氏名、授業アンケートの教員ごとの点数及び授業アンケートの判定結果が記載された欄
  - （3）公開しない理由  
本件対象行政文書は、教職員の人材育成と勤務評定を目的とした「評価・育成システム」により実施した、生徒による教員の授業評価を把握するための授業アンケート結果をまとめて判定した文書である。評価者は、この授業アンケート結果を踏まえて教職員の勤務評定を行うこととなることから、当該情報は、人事管理の事務に関する情報である。  
ア 条例第8条第1項第4号に該当する。  
平成27年度において、各学校長が授業アンケートの結果を踏まえた評価を行っている中、上記非公開部分を公にすると学校長による評価に影響を及ぼす可能性が

ある。また、本件対象行政文書に記載された情報を他の情報と照らし合わせることにより、府立高等学校が特定される可能性があり、そのデータが公になれば、各学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあることから、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

イ 条例第9条第1項に該当する。

本件対象行政文書は、人事評価に関する情報である各教員の授業アンケートの結果及び判定結果が記載されていることから、特定の個人が識別されるもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

- 3 異議申立人は、本件決定を不服として、平成28年1月18日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第6条の規定により、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第三 異議申立ての趣旨

本件決定のうち、2015年10月18日付け「府立高校各校の2015年度第1回目の授業アンケート結果についてトンプソン検定を行った結果の一覧表。トンプソン検定により、校内において『特段に低い』とされた値、及びその人数が載っている文書。その他『特段に低い』とされた人数にかかわるすべての資料」の公開請求に対して、「府立高等学校の平成27年度1回目の授業アンケート結果判定にかかるシートのうち、授業アンケートの教員ごとの点数及び授業アンケートの判定結果が記載された欄」を条例第8条第1項第4号及び条例第9条第1項に該当するとの理由で、非公開とした部分を取り消す、との決定を求める。

### 第四 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は概ね以下のとおりである。

- 1 異議申立書における主張

本件決定は、条例第8条第1項第4号及び条例第9条第1項該当を理由に非公開としているが、本件決定は、次の点が違法、不当である。

実施機関は、「授業アンケート結果等の取扱いについて（平成25年度版）」（以下この項において「取扱いについて（平成25年度版）」という。添付書類ウ）（添付省略）を作成し、2013年（平成25年）6月25日付け教委職企第1345号「『教職員の評価・育成システム』にかかる授業アンケート結果等の取扱いについて（通知）」を出した。そして、この「取扱いについて（平成25年度版）」について、最近、実施機関の教職員室教職員企画課企画グループシステム担当に、改定、廃止はされておらず存続している事を確認した。

「通知」、「取扱いについて（平成25年度版）」では、「この取扱いについては、府教育委員会における一般的な見解を示したもの」とし、「Ⅰ 授業アンケート結果等についての基本的な考え方」、そして「Ⅱ 条例に基づく対応 1 情報公開請求対応」では、対象文書ごとに「判定」を「部分公開」とし、「非公開部分」を挙げて「事務執行支障（8条1項4号）」、「プライバシー（9条1号）」に該当するとし、「備考」

においてはそれぞれについて理由を挙げながら「公開」、あるいは「非公開」の判断がされている。

本件の「授業アンケート結果判定にかかわるシート」（以下この項において「シート」という。）は、内容から「取扱いについて（平成25年度版）」の「授業アンケート結果（一覧表）」に「判定結果」が併せて記載されたものと考えることができる。「取扱いについて（平成25年度版）」の「授業アンケート結果（一覧表）」は、「備考〔1〕被評価者氏名は、事務執行支障情報かつプライバシー情報に該当し得るため、《非公開》〔2〕その他の情報は、〔1〕の情報（被評価者氏名）を非公開とすることで、個人を特定し得ないため、《公開》」とされている。これに従えば、本件の「シート」の2カ所の「教員氏名の記載されている欄」を部分公開決定通り非公開にすることによって、「点数の記載されている欄」は、公開されてしかるべきである。

また、授業アンケートの目的が子どもたちの授業の受け止めを把握するものとされているように、子どもがどのように授業を受け止めているかを中心に数値化したもののため、評価される教員の想定外となる結果が出ることもあり、それだけで特定の個人が識別され得る情報ではなく、非公開とする理由にはならない。

本件決定に係る法令、条例、規則、条例解釈運用基準等が「取扱いについて（平成25年度版）」が通知された以降に改定されたことはなく、2013年度は公開とされていた情報と同内容あるいはそれから導き出される情報（「点数」、「判定結果」）が、今年度は条例第8条第1項第4号、条例第9条第1項該当として非公開とされる根拠は見当たらない。法令、条例、規則、条例解釈運用基準等によらず、担当課（あるいは担当課職員）による非公開決定は極めて恣意的な運用であり、違法、不当である。

2015年度に評価・育成システムの改定が行われ、授業アンケート結果の3段階の判定方法が変更され、授業アンケート結果の絶対値（「シート」では「点数」）を使い、例えばその値が2.5以下、または統計的手法（トンプソン検定）により校内で「特段に低い」値とされると「特段に低い」と判定されることになった。この基準を、実施機関は以下のように説明している。

「授業アンケート結果は1点から4点で数値化されるが、1点は否定的であり4点は肯定的として数値化を図っている。3点の状態は回答した生徒がまあまあそう思うということで肯定的な答えをしている状態となることから、3点を標準点と考え、3.5はその状態から“良い”と“まあまあ良い”とする意見が半々の状態であり「特段高い」のボーダーラインとした。反対に「特段に低い」は“まあまあ良い”と“やや否定的”が半々の状態から、“やや否定的”な生徒がクラスの半分を超える状態となる2.5をボーダーラインとしたもの。」（2014年12月大阪府教育委員会会議録 小河委員長職務代理者（当時）の「絶対値を3.5以上、2.5以下としている数値はどのように算出されたのか。」の質問に対する教職員企画課長の回答）

このような基準の設定は、「理屈」の上での基準で、それが実態と照らして妥当性をもつ事が実証されなければならない。授業アンケート結果が、学校間、学年間、教科間でばらつきがあるとこの基準では不公平が生じるとともに、「特段低い」と判定される教員が多く出るとは明らかである。しかし、実施機関はそれを検証できるデータを持ちながらも実施していないし、情報公開請求しても主要なデータの部分は非公開とする。

評価の客観性、公平性は、評価する上での最重要なことである。授業アンケート結果の検証は不可欠である。そのためには、実施機関は条例前文の「府が保有する情報は、本来は府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊か

な地域社会の形成に役立てるものであって、府は、その諸活動を府民に説明する責務を全うされるようにすることを求められている。」の趣旨に則り、本件決定を取り消し、教員氏名の欄を除き公開すべきである。

## 2 反論書における主張

(1) 2015年「教職員の評価・育成システム」の改定は、授業アンケート結果の判定の客観性、適正性や公平性を後退させる

ア 2015年度から「教職員の評価・育成システム」の改定により、府下の全公立小・中・高、及び支援学校では、授業アンケート結果の判定方法は、これまでの校長による総合的な判断によるものから、機械的な統一の基準（「絶対値による基準」と「統計的手法（トンプソン検定）」）を導入して判定するものへと変更された。判定の「特段に高い」は「絶対値3.5以上」かつ「『トンプソン検定』により校内で特段に高い値」とされ、一方「特段に低い」は「絶対値2.5以下」または「『トンプソン検定』により校内で特段に低い値」とされることとなった。更にこれを踏まえて行くとされる「授業力」評価が下位評価となると、総合評価は「標準」以下に限定されることになるなど、授業アンケート結果と総合評価との相関性が強められた。

イ 実施機関は、この基準の導入を「システムの客観性、適正性をより一層確保するため改正を行」った（第五の1（2））と主張する。しかし実施機関が作成し最近情報公開請求により開示された「授業アンケート結果の判定方法の改定について（案）」（以下この項において「判定方法の改定について（案）」という。添付書類エ）（添付省略）からは今回の改定には多くの問題があり、実施機関の主張とは逆に客観性、適正性などは後退している（尚、「判定方法の改定について（案）」は、教職員室教職員企画課企画グループ担当から、高校校長や市町村教育委員会の担当者へのレクチャーに使用していると説明があった）。

(ア) 絶対値による基準とトンプソン検定による基準とは矛盾する。絶対値による基準の3.5は「『大変良い』と『良い』の中間レベル」という意味で、それ以上は「特段に高い」とされるが、トンプソン検定により「特段に高い」とされなければ「特段に高い」と判定されず、「『大変良い』と『良い』の中間レベル」以上としたことの意味が失われる。逆にトンプソン検定により「特段に高い」とされても、絶対値で3.5以上でなければ「特段に高い」と判定されず、トンプソン検定により「特段に高い」という意味は失われる。これと同じような関係は「特段に低い」との判定においても起きる。このおかしな基準の導入と判定方法は、「特段に高い」と判定される人を絞り、「特段に低い」と判定される人を多く出すために導入されたのである。

(イ) 「特定のデータ群の中で非常に出現しにくい特定の値を見つけるための統計学的手法」（「判定方法の改定について（案）」）とされているトンプソン検定の利用は、授業アンケート結果の判定には不適切である。トンプソン検定の利用は、授業アンケート結果には「導入時から教科間で優位な差は無いとされている」（実施機関教職員企画課企画グループ・システム担当）との認識の下に行われていると考えられる。しかし情報公開制度を利用して得た資料（添付資料カ）（添付省略）を集計・分析した結果は、驚くような偏りとバラツキを持つものであった（追加添付資料キ）（添付省略）。このような偏りとバラツキのあるデータ群にトン

プソン検定を使って、「特段に高い」あるいは「特段に低い」とされる人を出す意義はあるのか。アンケート結果が2.5より大きいにもかかわらず、他の人よりわずかでも離れた値の教員を見つけ出そうとしているとしか考えられない。人の能力の評価に、しかも教育の場で使うものなのか？！

(ウ) 「判定方法の改定について(案)」は、今回の改定が「評価・育成システム」あるいは授業アンケートが本来の目的とする「意欲・資質能力の向上」、「教員の育成」とは無縁であることを明らかにした。「『特段に高い』と判定される教員が多くなりすぎる」、「校内的に低い値の教員を『特段に低い』と判定できない」と学校全体で高い結果が出てもその中から低い人を見つけ出そうとするなど、指導力upの観点など全くない。

(エ) 今回の判定方法の改定は、2014年8月に実施機関から発表された「授業アンケート結果を踏まえた教員評価の検証について」で「今後の課題」としてあげた「校長が授業アンケート結果を『特段に高い』と判定した割合が『特段に低い』と判定した割合の3倍となってお」ることに答えるもので、「特段に高い」と判定した割合を減少させ、「特段に低い」と判定した割合を増加させるためのものである。

ウ 前述のように、今回の改定によって、「授業力」評価で下位評価の場合には、総合評価はそれとの相関性が強化され、「標準」以下に限定されることになっている。このため、絶対値「2.6」でトンプソン検定により「特段に低い」とされた場合と、トンプソン検定での「特段に低い」が2.5以下であって「標準」と判定された場合では、校長がこの判定結果に引きずられて、校長が「授業力」評価で「特段に低い」とする場合と「標準」とした場合では、評価・育成システムの総合評価に大きな違いがでてくる。前者では「標準」以下になるのに対して、後者では「上位」の評価となる可能性がある。これでは到底「客観性・適正性を一層確保」したなどとは言えず、むしろそれとは逆に客観性、適正性は後退し、公平性、公正性を低める。

エ 「判定方法の改定について(案)」も述べているように(どこで確認したかは不明だが)授業アンケート結果の点数には、学校間で教員平均にばらつきがあることは事実で、ここに機械的な統一的基準、特にトンプソン検定を基準として併用しての判定は、前述のように、「特段に低い」と判定される教員を増やすことは容易に予想される。そのため、その実態を早期に把握し検証することは重要であり、それが検証できるように授業アンケート結果判定にかかわるシートの各教員の点数及び判定結果の記載された欄が公開されるべきである。

## (2) 実施機関が主張する本件決定の適法性への反論

ア 申立人は本件とほぼ同時期に、同じ実施機関内の教育振興室高等学校課に、本件と同じ府立高校の2015年度第1回授業アンケート結果について、学校ごとの学年別平均(受付番号1040)及び教科別平均(受付番号1041)の情報公開請求を行ったところ、添付書類オ、カ(添付省略)のように部分公開が行われた。一部の教科名や科目名、また一部の平均値は条例第9条第1号、および条例第8条1項3号及び第4号に該当するとして非公開であったが、各校の学年別平均、及び主要教科の平均を把握できる授業アンケートデータは公開された。この扱いは、「授業アンケート結果等の取扱いについて(平成25年度版)」(異議申立書添付書類ウ)(添付省略)に沿う運用であると考えられる。他方、本件では教職員室教職員

企画課は後述のように、ことさら「学校自体の優劣を示すものと誤解されるおそれがある。」、「学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるなど」と主張して、授業アンケートデータとトンプソン検定による判定結果を条例第8条第1項第4号該当として非公開とする。これは明らかに教職員企画課の極めて恣意的な運用であり、違法、不当である。

イ 実施機関は、「本件行政文書の非公開部分には、授業アンケートの教員ごとの点数、判定結果が記載されており、平成27年度において、各学校長が授業アンケートの結果を踏まえた評価を行っている中、上記非公開部分を公にすると学校長が教員評価をする際に他校とバランスを取ろうとするなどの他事考慮により学校長の評価に影響を及ぼす可能性がある。」との主張は、以下の通り非公開の理由とはならない。

学校長が見るのは、「教員ごとの点数、判定結果」であって、実施機関が言う教員評価はどの段階のことを言っているか不明であるし、「評価に影響を及ぼす可能性」も蓋然性があるとは到底考えられず、単なる可能性と考えられ、府条例の「公開しないことができる」場合に相当しない。更に、教員評価において他校とバランスを取ることは一概に否定的とは言えない。同一の校種や同じ地域では、他校とのある程度のバランスは取らなければならない。たとえば辛めの評価をつける校長がいる学校は、それを放置したままでは当該学校の教職員が不利益を被る。その校長が自覚的に自分がずれていることに気づき、評価することが必要である。

ウ 実施機関は、「また、・・・、府立高等学校が特定される可能性があり、そのデータが公になれば、学校間の教員ごとの点数及び判定結果が比較でき、授業アンケートデータが当該学校に所属する教員の資質・能力の差であると受け取られ、ひいては学校自体の優劣を示すものと誤解されるおそれがある。」さらに、「それにより、当該学校に所属する教員や在校生に対する偏見を生み、あるいは、学校の序列化につながり、ひいては学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるなど、」については「今後の学校運営に著しい支障を及ぼすことも考えられる。」こと、及び前述した学校長の評価への影響をもって条例第8条第1項第4号該当性を主張する。

ここで問題にする「学校の良し悪し」と同じような意味をもつ『学校自体の優劣を示すもの』と府民に誤解のおそれがあること」を理由とする非開示の主張を失当とする大公審答申が既に出されている。

大公審答申第212号 [評価・育成システム]の平成20・21年度評価総括表部分公開決定異議申立事案]（答申日 平成24年2月29日）「4 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について（2）条例第8条第1項第4号該当性について」において、同答申は、条例第8条第1項第4号該当性については「該当する」とし、「公開しないことができるもの」と結論づけた。しかし、「但し書き」があり、実施機関が非開示の理由とする内容の一つが以下の通り失当であるとした。

「なお、実施機関は、『学校ごとの評価分布の差が、所属教職員の資質・能力の差であると受け取られ、ひいては、学校自体の優劣を示すものと、府民に誤解されるおそれがある』ことも非開示とすべき根拠として主張したが、むしろ最近の教育に対する府民の関心の高まりを考えると、実施機関としてはそのような誤解が生じないように教育行政について府民等関係者への説明責任を果たすべきであるから、これを非開示の理由に挙げる実施機関の主張は失当である」と。

本件において、「誤解のおそれがあること」を非開示の理由としてあげることは、

上記「大公審答申第212号」を意図的に無視するものであり、不当である。

さらに、本件授業アンケートは答申で問題とされている「評価・育成システム」とは違い、府下全公立小学校の保護者や中・高校生など多くの府民に協力させて実施しているものであるから、当然に実施機関としては自らが述べているような誤解が生じないように、授業アンケート結果やその扱いについて保護者をはじめ府民等関係者への説明責任がある。校長らを通じて保護者等に授業アンケート結果の数字がどのような性格のもので、どういう意味を持ち、その後の扱いまで説明し十分に理解を得て、誤解を生じないようにすることが可能である。にもかかわらず、それを果たさず、「府民に誤解を与えるなど、当該及び同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障をおよぼすおそれがある」とする。これは、府民への責任転嫁で不当以外のなにものでもない。

### (3) 決論

以上の通り、平成27年11月17日付決定通知書（教委職企第1809号）における別紙の「公開しないことと決定した部分」のうち教員氏名欄を除く部分は、不当かつ違法であり、「部分非公開」とした部分のうち教員氏名欄を除く部分は取り消されるべきである。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は概ね次のとおりである。

### 1 教職員の評価・育成システムについて

- (1) 「教職員の評価・育成システム」（以下「システム」という。）は、教職員の意欲と資質能力を高め、教育活動をはじめとする学校の様々な活動を充実し、学校を活性化する方策として、「府立の高等専門学校、高等学校等の職員の評価・育成システムの実施に関する規則（平成16年大阪府教育委員会規則第12号）」（平成26年4月1日より「大阪府立学校の職員の評価・育成システムの実施に関する規則」。）及び市町村立学校に勤務する府費負担教職員を対象とした「府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則」（平成16年大阪府教育委員会規則第13号）に基づき、地方公務員法第四十条第一項（「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。」）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十六条（「県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。」）に規定する勤務評定として実施しているものである。

評価結果の給与への反映については、平成19年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当における勤務成績の判定に活用することとし、職員の給与に関する条例、府人事委員会規則の改正や実施機関による「勤務成績に応じた昇給の取扱いに関する要領」等を制定するなど必要な規定整備を行い、各府立学校長及び各市町村教育委員会に通知し、全ての教職員に周知している。

- (2) 平成24年4月に施行された「大阪府立学校条例」において、授業を行う教員の評価は授業に関する評価を含めて行うこと、その授業に関する評価は生徒又は保護者による評価を踏まえることが規定され、市町村立学校に勤務する府費負担教職員に併せ、平成25年度から生徒又は保護者による授業アンケート結果を踏まえ、教員評価を行うこと

となった。

この教員評価にあたっては、学校長は生徒又は保護者により回答された授業アンケートの結果を「特段に高い」「標準的」「特段に低い」の3段階で判定し、その結果を踏まえて授業観察や職務行動観察を行った上で、能力評価の評価要素の一つである「授業力」評価を行う仕組みとしている。

また、平成27年度からは、システムの客観性、適正性をより一層確保するため改正を行い、授業アンケートの結果の判定に統一の基準として「絶対値による基準」と「統計的手法による基準」（以下「トンプソン検定」という。）を導入して判定している。

〔判定基準〕

・特段に高い

「絶対値3.5点以上」かつ「トンプソン検定により、校内において特段に高いとされた値」

・特段に低い

「絶対値2.5点以下」又は「トンプソン検定により、校内において特段に低いとされた値」

・標準

上記以外の値

## 2 「授業アンケート」について

### (1) 授業アンケート実施の趣旨

子ども（児童、生徒）たちは、学校生活の大半を授業で過ごすことから、学校において授業改善の取組みが進むことで、「魅力的な授業」「わかる授業」が多く行われれば、子どもたちの学校生活はおのずと充実したものとなる。

学校においてより良い授業が行われるためには、まず、教員自身がめざすべき授業とは何かを考えつつ、旺盛な改善意識を持って日々授業改善に取り組むことが大前提となる。次に大切なのは、子どもたちによる授業の受け止めである。教員自身による評価や授業改善の取組みが教員の思い込みによるものとならないよう、子どもたちが授業をどのように感じたのか等を、生徒や保護者を対象とした授業に関するアンケートにより把握することで、授業が魅力的なものであったかどうかを客観的にとらえることができるようになるからである。

授業に関する評価は、授業内容の難易度、進度や進め方、教材の活用方法等、授業を構成する多くの要素を含めて行われなければならないが、これらの中には実際に授業を受けている子どもたちでないと気づかない要素が多く含まれていると考えられる。つまり、授業アンケートは、授業が子どもたちにとって「魅力的な授業」「わかる授業」になっていたかどうかを評価するための貴重なツールであると考えられる。

このことから、授業アンケートを授業を行う教員の育成に役立てるとともに、その結果を評価・育成システムにおける「授業力」の評価を行うための重要な一要素として位置付けている。

### (2) 本件対象行政文書について

府立高等学校における授業アンケートは、実施機関が設定した必須9項目を含んだ質問で行われ、授業アンケートに対する9項目の回答について、「そう思う」を4点、「だいたいそう思う」を3点、「あまり思わない」を2点、「思わない」を1点とし、教員ごとに得られたすべての回答を集計して、その合計の平均値により判定する。



本件対象行政文書は、各府立高等学校において実施された第1回目の授業アンケートの教員ごとの点数とそれを基に判定した結果が記載されている。

### 3 本件決定の適法性

条例第8条第1項第4号該当性について

条例第8条第1項第4号は、「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当する情報について規定している。

本件対象行政文書の非公開部分には、授業アンケートの教員ごとの点数、判定結果が記載されており、平成27年度において、各学校長が授業アンケートの結果を踏まえた評価を行っている中、上記非公開部分を公にすると学校長が教員評価をする際に他校とのバランスを取ろうとするなど他事考慮により学校長の評価に影響を及ぼす可能性がある。

また、本件対象行政文書に記載された情報を他の情報（各府立高等学校の職員数が確認できる資料等）と照らし合わせることで、府立高等学校が特定される可能性があり、そのデータが公になれば、学校間の教員ごとの点数及び判定結果が比較でき、授業アンケートデータが当該学校に所属する教員の資質・能力の差であると受け取られ、ひいては、学校自体の優劣を示すものと誤解されるおそれがある。それにより、当該学校に所属する教員や在校生に対する偏見を生み、あるいは、学校の序列化につながり、ひいては学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるなど、今後の学校運営に著しい支障を及ぼすことも考えられる。

このように、本件情報は、教職員の人事管理に関する情報であって、公にすることによって、府民に誤解を与えるなど、当該及び同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

### 4 結論

以上のとおり、本件決定は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

## 第六 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、条例第8条及び

第9条に定める事項に該当する場合を除いて、公開しなければならない。

2 異議申立ての対象とされている情報について

本件異議申立ての対象とされている情報のうち、異議申立書及び反論書の主張において争わないとされた部分を除いた情報（以下「本件係争情報」という。）は、本件対象行政文書である「府立高等学校の平成27年度1回目の授業アンケート結果判定にかかるシート」のうち、授業アンケートの教員ごとの点数及び授業アンケートの判定結果が記載された欄である。

3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件係争情報について、実施機関は条例第8条第1項第4号の規定に該当すると主張するため、以下、条例第8条第1項第4号について検討する。

(1) 条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。

本号は、

ア 府又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものに該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

本号の「人事管理」とは、職員の任免、服務監督、懲戒、勤務評価、人事異動などの事務をいうものである。

また、本号のおそれのあるものに該当して公開しないことができるのは当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られると解される。

(2) 条例第8条第1項第4号該当性について

当審査会において、本件係争情報を見分したところ、当該情報は、「府立高等学校の平成27年度1回目の授業アンケート結果判定にかかるシート」のうち、授業アンケートの教員ごとの点数及び授業アンケートの判定結果が記載された欄に係るものであり、いずれも上記(1)アの「人事管理の事務に関する情報」に該当する。

次に、(1)イの要件に該当するかどうかについて、審査会において確認した内容に基づいて検討したところ、次のとおりである。

ア 授業アンケートの結果を踏まえた評価を行う際に他事考慮により学校長の評価に影響を及ぼす可能性があるとの主張について

実施機関は、各学校長が授業アンケートの結果を踏まえた評価を行っている中、本件係争情報を公にすると学校長が教員評価をする際に他校とのバランスを取ろうとするなど他事考慮により学校長の評価に影響を及ぼす可能性があり、当該及び同

種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかしながら、システムについては「府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則」及び「大阪府立学校の職員の評価・育成システムの実施に関する規則」を実施根拠とし、「教職員の評価・育成システム 手引き」に基づいて適切に実施されるべきものとされており、学校長等の評価者を対象とした研修を実施するなど、実施機関において評価の公平性、公正性の確保に努めているとのことから、学校長が不適切な判定や評価等を行うことを前提とした実施機関のかかる主張については、採用することができない。

イ 府立高等学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるとの主張について

実施機関は、本件係争情報を他の情報と照らし合わせるにより、府立高等学校が特定される可能性があり、そのデータが公になれば、学校間の教員ごとの点数及び判定結果が比較でき、授業アンケートデータが当該学校に所属する教員の資質・能力の差であると受け取られ、ひいては、学校自体の優劣を示すものと誤解されるおそれがあり、それにより、当該学校に所属する教員や在校生に対する偏見を生み、あるいは、学校の序列化につながり、ひいては学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるなど、今後の学校運営に著しい支障を及ぼすことも考えられることから、当該及び同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

実施機関に対し、本件係争情報を他の情報と照らし合わせるにより、府立高等学校が特定される可能性があるとする点について説明を求めたところ、府立高等学校154校各々における授業を行う教員の数、そのうちの判定対象となった教員の数（臨時的任用教職員及び非常勤職員以外の教員の数）及び判定対象とならなかった教員の数（臨時的任用教職員及び非常勤職員の数）（以下「授業を行う教員の数等」という。）の提示があり、その中には、複数の府立高等学校において授業を行う教員の数等が完全に一致していた事例が10組（21校）存在したものの、それを除く府立高等学校133校については授業を行う教員の数等が各々異なっていたとのことであった。このことから、大部分の府立高等学校については、本件係争情報と各府立高等学校の教員数が確認できる資料とを照らし合わせるにより、どの学校のものであるかが特定される可能性があることが認められる。

そうすると、本件係争情報は、いずれも生徒による授業アンケートの判定結果に基づくものであることから、システムについての理解が十分でない場合において、生徒による直接的な評価に係る情報であるとして、誤った受け止め方がなされることにより、府立高等学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるとする実施機関の主張は理解することができ、（1）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

（3）教員氏名が記載された欄について

異議申立人は、異議申立ての理由及び反論書において、非公開とした部分のうち教員氏名欄を除く部分は取り消されるべきである旨述べているため、検討を行わない。

（4）その他の主張について

ア 異議申立人は、反論書において、大公審答申第212号事案の「第六 審査会の判断理由」における付言を根拠として、本件決定が不当である旨主張している。

しかしながら、当該事案の対象情報はシステムに授業アンケートが導入される以前に学校長等が行った評価の結果を集計したものであり、授業アンケート結果等が

含まれた評価結果の内容を詳細に調査している本件異議申立てに係るものとは異なることから、当該事案における付言を直ちに本件異議申立てに適用することは困難であり、異議申立人の主張については採用することができない。

イ その他異議申立人は、異議申立書及び反論書において、本件係争情報の公開の必要性等縷々主張しているが、本件決定に対する判断に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結 論

以上のとおりであるから、本件異議申立ては、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

北村 和生、小原 正敏、有澤 知子、三成 美保